

令和4年度 第2回 海部構想区域地域医療構想推進委員会 議事録

日時：令和5年3月23日（木） 午後3時から午後4時まで

場所：津島保健所 大会議室

時 間	発 言
<p>1 開会 (夏目次長)</p> <p>2 所長挨拶 (近藤所長)</p> <p>3 出席者紹介</p>	<p>お待たせいたしました。 定刻になりましたので、ただ今から、令和4年度 第2回 海部構想区域地域医療構想推進委員会を開催させていただきます。 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。先ほどの会議にご出席の委員の方々におかれましては、引き続きよろしくお願ひいたします。 それでは、開会にあたりまして、津島保健所 近藤所長から御挨拶を申し上げます。</p> <p>津島保健所長の近藤でございます。本日は年度末の大変お忙しい中、令和4年度第2回海部構想区域地域医療構想推進委員会にご参集いただきましてありがとうございます。また、いつも本県の健康福祉行政に関して、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。圏域会議からご参加の皆様には長時間になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。 さて、まずは新型コロナウイルス感染症対策に関して申し上げます。皆様には3年間という長期間にわたり、患者さんの診療を始めとして、様々な立場から温かいご支援をいただいております。本当にありがとうございます。 本県では、県独自の感染対策により、第8波の収束に向けて取り組んでまいりましたが、感染状況が一段と落ち着いてきていることから、2月27日をもって、感染対策レベルを嚴重警戒から県の対策レベルで最も低い警戒領域に引き下げたところでございます。因みに、昨日の本県の入院患者は220人、病床利用率は19.1%でございます。 また、ご案内のように、政府は感染防止拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針を打ち出しており、5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけを新型インフルエンザ等感染症から5類感染症へと変更し、これまでの、入院措置など行政の強い関与を伴う対応や限られた医療機関における特別な対応から、行政は医療機関支援などの役割を担うとともに、幅広い医療機関で受診できる体制へと段階的に移行することとなっております。 本日ご参加の皆様には、本県の新型コロナ対策に関して、ご理解とご協力を賜り、重ねて心からお礼を申し上げます。 さて、この委員会は、地域医療構想を達成するとともに、愛知県外来医療計画を推進するため、地域の関係者の皆様と協議等を行うことを目的としておりまして、令和2年8月17日以来、2年7か月ぶりに対面での開催をさせていただいております。 本日は、3件の協議事項と、4件の報告事項を用意させていただきました。限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。 本日はどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>申し遅れましたが、私は、本日の会議の司会を担当させていただきます</p>

(夏目次長)	<p>まず津島保健所次長の夏目でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ここで、御出席していただきました皆様方を御紹介させていただくことが本意でございますが、時間の都合もございますので、配布いたしました出席者名簿及び配席図をもちまして、御紹介に代えさせていただきます。</p> <p>なお、本日の会議には、傍聴者が1名いらっしゃいますので御報告いたします。</p>
4 資料確認 (夏目次長)	<p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>次第裏面を御覧ください。</p> <p>次第、本書でございます。</p> <p>構成員名簿 出席者名簿 配席図 愛知県地域医療構想推進委員会開催要領</p> <p>資料1－1 津島市民病院経営強化プランについて 資料1－2 津島市民病院経営強化プラン案 資料2－1 医療法人瑞頌会尾張温泉かにえ病院 2025 プランについて 資料2－2 医療法人瑞頌会尾張温泉かにえ病院 2025 プラン 資料3 非稼働病棟を有する医療機関への対応について 資料4－1 海部構想区域における具体的対応方針について 資料4－2 令和4年度海部構想区域における具体的対応方針 資料5－1 令和3年度病床機能報告結果について 資料5－2 医療機関別の病床数 資料5－3 令和3年度病床機能報告病院 資料5－4 令和3年度病床機能報告有床診療所 資料6－1 愛知県外来医療計画の運用手引きについて 資料6－2 共同利用計画津島市民病院 資料7－1 特定労務管理対象機関の指定について 資料7－2 特定労務管理対象機関指定の制度概要 参考資料1 参照通知文1, 2 参考資料2 参照通知文3, 4 参考資料3 参照通知文5, 6 参考資料4 参照通知文7</p>
5 委員長選出 (夏目次長)	<p>不足している資料がございましたら、お知らせください。 よろしいでしょうか。</p> <p>続きまして、委員長の選出となります。</p> <p>愛知県地域医療構想推進委員会開催要領第3条第4項により、御出席の委員の中から互選により決めることとなっております。</p> <p>事務局といたしましては、海部医師会長 羽賀 様に、お願いする提案をさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【賛同の拍手有り】</p> <p>それでは、以後の議事の進行は委員長にお願いいたします。</p>

6 委員長就任 (羽賀委員長)	海部医師会長の羽賀でございます。 委員長を務めさせていただきますので、 よろしくお願いいたします。
7 公開非公開の 取扱い確認 (羽賀委員長)	今回の委員会は多くの協議事項や報告事項があり、適切な議事進行 に努めますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。
8 公開の報告 (安藤補佐)	議事に入る前に、 本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて、事務局から説明し てください。
9 公開の扱いに ついて (羽賀委員長)	当委員会は、開催要領第6の第1項により原則公開としており、本 日の議題につきましては、不開示情報等は含まれておりませんので公 開とさせていただきます。
10 出欠状況確認 (羽賀委員長)	事務局説明のとおり、本委員会は公開となります。 なお、本日の委員会での発言内容、発言者名を、後日、愛知県のホ ームページに会議録として掲載することにしておりますので、御出席 の皆様におかれましては、あらかじめ御承知ください。
11 出欠状況報告 (安藤補佐)	続いて、要領に則り出席の確認を行います。 愛知県地域医療構想推進委員会開催要領第5の第5項に基づき委 員の出欠状況を事務局から報告してください。
12 状況報告確認 (羽賀委員長)	本委員会の構成員は21名です。 午後3時現在の出席状況は代理出席も含めて18名、 欠席委員数は3名です。 したがって、要領第5の第5項に規定されている、委員の過半 数以上の出席があることを報告いたします。
13 協議事項1 (羽賀委員長)	ただ今事務局からありましたとおり、過半数以上の出席があること を確認しましたので、議事を進めます。
14 協議事項1 説明 (鈴木主任)	議事の一つ目は協議事項です。 それでは、津島市民病院経営強化プランについて、審議いたします。 これについて、事務局から説明してください。
	津島保健所総務企画課の鈴木でございます。1つ目の協議事項であ ります津島市民病院経営強化プランについて説明させていただきます です。着座にて失礼します。 詳しくはこの後、津島市民病院の方からお話がありますので、概要 だけお話しさせていただきますので、資料1-1と参考資料1をご用 意ください。 まず、資料1-1 1 背景ですが、国から持続可能な地域医療提 供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに基づき今 回のように経営強化プランの策定を国から求められました。 その通知文は、参考資料1の1参照通知文1に抜粋がございます。 資料1-1 3 プランの協議の方針につきましては参考資料1

<p>15 協議事項 1 追加説明促進 (羽賀委員長)</p> <p>16 協議事項 1 追加説明 (古田津島市民 病院事務局長)</p>	<p>の、2 参照通知文 2 にありますとおり、津島市民病院さんの本構想区域における役割や機能の観点から協議を今から皆様で行っていただきます。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、当事者であります津島市民病院から説明してください。</p> <p>津島市民病院事務局長の古田と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>津島市民病院経営強化プラン案につきまして、説明させていただきます。</p> <p>当院の経営強化プラン案は、ガイドラインに基づき、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間の計画期間としております。</p> <p>はじめに、目次をご覧ください。プランの記載内容としては、主として第 2 章 1 役割・機能の最適化と連携の強化、2 医師・看護師等の確保と働き方改革、3 経営形態の見直し、4 新興感染症の感染拡大等に備えた平時からの取組、5 施設・設備の最適化、6 経営の効率化等、これら 6 点となっております。以下、順に説明させていただきます。</p> <p>7 ページをお願いします。</p> <p>はじめに、1 役割・機能の最適化と連携の強化についてですが、地域医療構想等を踏まえた当院の果たすべき役割・機能としましては、①急性期医療への対応と②特殊部門に関わる医療の提供の 2 点を位置付けました。</p> <p>急性期医療への対応につきましては、DPC/PDPS 対象病院としての急性期疾患に対する標準的な医療の提供、二次救急病院としての救急医療の提供、地域の開業医さんとの連携強化による紹介・逆紹介の推進、手術等専門性の高い医療の提供、入院患者さんの受入強化に努めてまいります。</p> <p>特殊部門に関わる医療の提供につきましては、地域の中核病院として、災害医療体制の向上を図ります。</p> <p>次に、地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能としましては、①在宅医療への貢献と②住民の健康づくりの強化の 2 点を位置付けました。</p> <p>在宅医療への貢献といたしまして、当院が有する資源の有効活用の観点から、地域包括ケア病棟における在宅・介護施設等からの受入態勢の強化、訪問看護ステーションを活かした在宅医療機関・介護事業所との連携強化を行ってまいります。</p> <p>住民の健康づくりの強化につきましては、関係部署や関係機関と協力しながら、予防医療、保健教育の実施に努めてまいります。</p> <p>8 ページをお願いします。</p> <p>次に、機能分化・連携強化としましては、令和 2 年 8 月に、本委員会において決定された、海南病院さん、あま市民病院さん、当院の 3 病院の、がん、心血管疾患などの 6 領域の役割分担を基本として、3</p>
---	---

病院が緊密に連携し、海部構想区域の地域医療に貢献してまいります。

次に、医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標としましては、質の高い医療機能を十分に発揮するとともに、地域において他の病院等との連携を強化しているかを検証する観点から、①医療機能に係るもの、②医療の質に係るもの、③連携の強化に係るもの、④その他の区分で各指標を定め、3年度の実績値及び9年度の目標値を示しております。

9ページをお願いします。

次に、一般会計負担の考え方としましては、能率的な病院経営を進めた上で、総務省が定める繰出基準に基づき、市が負担する経費の範囲を定めます。併せまして、同基準に基づかない経費については、当院の経営状況や市の財政状況を考慮しながら、必要に応じて、一般会計が負担することとしております。

続きまして、2 医師・看護師等の確保と働き方改革についてですが、医師・看護師等の確保としましては、①大学医局への働きかけ、②勤務環境の整備、③次世代の育成の3点を位置付け、9ページ・10ページにそれぞれの事項について示しております。

10ページをお願いします。

次に、医師の働き方改革への対応としましては、①医師の時間外労働の縮減を位置付け、勤務管理支援システムの活用をはじめとした、適切な労務管理の推進、タスクシフト・タスクシェアの推進、地域の病院との連携強化に努めてまいります。

次に3 経営形態の見直しについてですが、当面は、地方公営企業法の一部適用である公設公営による運営を基本としながら、ウィズコロナ、ポストコロナにおける課題に対応していくために、また、その先のステージに向かうために、地方公営企業法の全部適用など、将来に渡って最適となる経営形態を見極めてまいります。

続きまして、4 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組としましては、①院内体制の整備と②地域との連携の2点を位置付けました。

院内体制の整備としましては、感染拡大時に活用できる感染症対応病床の準備、対応マニュアルの整備、感染防護具等の感染症対応医療資器材の整備、感染拡大時を想定した人材の確保・育成を進めてまいります。

11ページをお願いします。

地域との連携としましては、保健所との情報共有、感染拡大時における医療機関間での連携・役割分担の明確化、新興感染症訓練の実施などを進めてまいります。

続きまして、5 施設・設備の最適化についてですが、施設・設備の適正管理と整備費の抑制としましては、①大規模修繕と②高額医療機器等更新の2点を位置付けました。大規模修繕につきましては、当

	<p>院の果すべき役割・機能の観点から、建築関係、熱源設備、電気設備、防災設備、衛生設備の整備を、病院経営の負担とならないよう最大限分散化し計画的に行ってまいります。</p> <p>高額医療機器等更新につきましては、CT、MRI、電子カルテを計画的に更新してまいります。</p> <p>12 ページをお願いします。</p> <p>次に、デジタル化への対応としましては、①マイナンバーカードの健康保険証利用、②各種情報システムの活用、③サイバーセキュリティ強化の3点を位置付け、それぞれの事項について示しております。</p> <p>続きまして、6 経営の効率化等についてですが、経営指標に係る数値目標としましては、①収支改善に係るもの、②収入確保に係るもの、③経費削減に係るもの、④経営の安定性に係るものの各指標を設定しております。各指標の、3年度・4年度の数値及び9年度の目標値を12 ページ・13 ページに示しております。</p> <p>次に、目標達成に向けた具体的な取組としましては、13 ページ・14 ページに①収入増加対策、②経費削減対策、③患者サービスの推進、④職員意識の改善、⑤事務職員の強化の5点を位置付けました。</p> <p>これらの取り組みを積極的に進めまして、目標の達成及び経常収支黒字化の継続に向けて最大限努力してまいります。</p> <p>なお、15 ページ以降に、収支計画、プランの進捗管理、数値目標算出式、用語解説を記載しておりますので、お目通しください。</p> <p>津島市民病院経営強化プラン案についての説明は以上でございます。</p>
17 質疑応答 (羽賀委員長)	<p>ただ今説明のありました津島市民病院経営強化プランについて、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
18 協議事項 1 審議 (羽賀委員長)	<p>無いようですので、協議事項として説明のありました津島市民病院経営強化プランの承認について採決を行います。</p> <p>このプランについて承認される方は恐れ入りますが挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【構成員全員挙手】</p>
19 協議事項 1 承認確認 (羽賀委員長)	<p>ありがとうございました。プランが承認されましたので、今後、津島市さん、津島市民病院さんには経営強化に取り組んでいただきたいと思います。</p>
20 協議事項 2 (羽賀委員長)	<p>それでは、協議事項の2つ目医療法人瑞頌会尾張温泉かにえ病院2025プランについて審議いたします。</p> <p>これについて、事務局から説明してください。</p>
21 協議事項 2	<p>2つ目の協議事項であります医療法人瑞頌会尾張温泉かにえ病院</p>

<p>説明 (鈴木主任)</p>	<p>2025 プランについて説明させていただきます。</p> <p>詳しくはこの後、医療法人瑞頌会の方からお話がありますので、概要だけお話しさせていただきますので、資料2-1と参考資料2をご用意ください。</p> <p>まず、資料2-1 1 背景ですが、地域医療構想の実現に向けた公立・公的病院以外の個別の医療機関ごとの具体的対応方針については、地域医療構想の進め方に係る国通知により、海部構想区域地域医療構想推進委員会において、協議の上決定することとなっております。</p> <p>その通知文は、参考資料2の、1 参照通知文3に抜粋がございます。</p> <p>資料2-1 3 事業計画の協議の方針につきましては参考資料2の、2 参照通知文4にありますとおり、構想区域内の状況を踏まえた尾張温泉かにえ病院さんの将来担うべき役割などの観点から協議を今から皆様で行っていただきます。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>22 協議事項2 追加説明促進 (羽賀委員長)</p>	<p>続きまして、当事者であります医療法人瑞頌会様から説明してください。</p>
<p>23 協議事項2 追加説明 (瑞頌会真野理事長)</p>	<p>尾張温泉かにえ病院の理事長 真野 寿雄でございます。</p> <p>令和4年度第2回海部構想区地域医療構想推進委員会において、医療法人瑞頌会尾張温泉かにえ病院 2025年プランについて協議の場をいただき、委員会の皆様にお礼をもうしあげます。協議の程よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>医療法人瑞頌会尾張温泉かにえ病院の前身は前理事長故勅使河原順三によって昭和63年4月に69床の尾張温泉リハビリ蟹江病院として開設され、以後平成26年10月に新病院に移転、現在は地域包括ケア病棟 26床、医療療養病棟 32床、回復期リハ病棟 60床を有する海部医療圏唯一のケアミックス病院として地域の皆さんがたとえ高齢になったとしても、住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう、治し支える地域医療に貢献してまいりました。また、医療法人瑞頌会介護老人保健施設かにえとともに、患者さん・家族とともに、地域とともに、職員とともに、安心・安全な信頼される医療・介護連携の推進につとめています。</p> <p>あま構想区域では高度急性期、急性期病床の機能をより充実し、回復期機能の病床の不足を改善して、名古屋・尾張中部構想区域との連携体制を維持しつつも、自域依存率を高めて、地域完結の医療を確立必要があります。</p> <p>回復期機能を有する病床には、地域包括ケア病床と回復期リハビリテーション病床があります。この2つの病床は、回復期機能を有する病床としては同じ機能病床とされていますが、受け入れる患者さんの病態、受け入れ元などそれぞれが異なる基準により運用され、異なる機能を有します。病床機能報告によれば、海部医療圏においては、回復期病床は不足しておりますが、その中で回復期リハビリテーション病床の必要数、地域包括ケア病床の必要数について、それぞれの具体的な基準は示されていません。</p>

現在、海部医療圏における回復期リハビリテーション病床は、偕行会リハビリテーション病院120床、津島リハビリテーション病院61床、尾張温泉かにえ病院60床、あま市民病院45床合計286床です。回復期リハビリテーション病棟協会の推奨する人口10万人あたり50床基準から判断すると人口約33万人の海部医療圏の適正病床数は165床であり、この回復期リハビリテーション病床に限れば病床数はすでに過剰とも考えられる状況にあります。

一方、地域包括ケア病床は津島市民病院48床、あま市民病院45床、当院26床を合わせても119床にとどまります。

2025年必要病床数 回復期病床は772床に対して、現在報告されている機能予定の2025年病床機能報告 回復期病床は462床であり、310床不足しています。

超高齢社会を迎え、従来の「治す医療」から「治し支える医療」にシフトしています。ポストアキュートとサブアキュートに最適に対応できる地域包括ケア病棟は地域包括ケアシステムの要となるものです。

あま構想区では不足する回復機能の病床のうち特に、地域包括ケア病床の拡充が地域完結型医療には必須です。

尾張温泉かにえ病院は、民間病院と公立病院の機能分化と連携、民間病院が担うべき役割、海部医療圏において必要とされる病床機能等を考慮し、当院の既存医療療養病床を地域包括ケア病床へ機能転換することが、構想区域の課題を解決し、地域完結の医療・介護連携を推進する一助になると考え、ここに医療法人瑞頌会尾張温泉かにえ病院2025年プランを提出いたします。

医療法人瑞頌会尾張温泉かにえ病院は海部医療圏域唯一の地域包括ケア病床を持つ民間病院としての使命を重く受けとめております。

何卒、尾張温泉かにえ病院2025プランをご協議いただき、お認めいただくように宜しくお願いします。お願い申し上げます。

ありがとうございました。

このことについて、ご意見・ご質問はありますか。

24 質疑応答
(羽賀委員長)

では、協議事項として説明のありました医療法人瑞頌会尾張温泉かにえ病院2025プランの承認について採決を行います。

26 協議事項2
審議
(羽賀委員長)

このプランについて承認される方は恐れ入りますが挙手をお願いします。

【構成員全員挙手】

27 協議事項2
承認確認
(羽賀委員長)

ありがとうございました。プランが承認されましたので、今後、医療法人瑞頌会さん、尾張温泉かにえ病院さんには計画に沿った事業を進め地域医療構想の実現に向け具体的対応方針に取り組んでいただきたいと思っております。

28 協議事項 3 (羽賀委員長)	<p>それでは、協議事項の3つ目、非稼働病棟を有する医療機関への対応について審議いたします。</p>
29 協議事項 3 説明 (鈴木主任)	<p>これについて、事務局から説明してください。</p> <p>3つ目の協議事項であります非稼働病棟を有する医療機関への対応について説明させていただきますので、資料3と参考資料3をご用意ください。</p> <p>まず、資料3 1 背景ですが、病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応については、地域医療構想の進め方に係る国通知により、今後の運用見通しに関する計画について地域医療構想推進委員会において説明を求めることとなっております。</p> <p>この通知文は、参考資料3の、1参照通知文5に抜粋がございます。</p> <p>この方針に対し愛知県では、病床過剰地域、海部医療圏もこれに該当しますが、そこに所在する一定条件に該当する病院について、国通知に基づく対応、参考資料3の一番下の図にあります。この通り対応を求めることとなりましたが、これは医療審議会での意見聴取、更に病床削減要請あるいは命令など、かなり厳しい対応が用意されております。</p> <p>なお、本地域ではこれに該当する非稼働病棟を有する病院はございません。</p> <p>また、一定条件に該当しない医療機関、海部医療圏では非稼働病棟を有する診療所となりますが、こちらについては、②の項目の下線部分になりますが、各地域の地域医療構想推進委員会において、取組の方針を決定するとされました。なお、当医療圏では現在1つの診療所が該当しております。</p> <p>この通知文は、参考資料3、2参照通知文5に抜粋がございます。</p> <p>それでは、資料3の一番下、をご覧ください。</p> <p>各地域で決定を求められました取組の方針について、本地域としては、当該診療所に対し、3年に1度実施される医療法第25条に基づく立ち入り検査の際、管理者から今後の運用見通し、再開するのか廃止するのか、について聞き取りを行い、直近の本委員会で津島保健所が報告することにしたいと考えておりますので、ご審議お願いします。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
30 質疑応答 (羽賀委員長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>このことについて、ご意見・ご質問はありますか。</p>
31 協議事項 3 審議 (羽賀委員長)	<p>では、協議事項として説明のありました非稼働病棟を有する医療機関への対応の承認について採決を行います。</p> <p>この対応案の承認に賛同いただける方は恐れ入りますが挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【構成員全員挙手】</p>
32 協議事項 3	<p>ありがとうございました。対応案が承認されましたので、今後、こ</p>

承認確認 (羽賀委員長)	の方針により対応をお願いしたいと思います。
33 報告事項 1 (羽賀委員長)	それでは、報告事項に移ります。1つ目海部構想区域における具体的対応方針について事務局から報告をお願いします。
34 報告事項 1 説明 (鈴木主任)	<p>1つ目の報告事項であります海部構想区域における具体的対応方針について説明申し上げますので、資料4-1、4-2、参考資料4をご用意ください。</p> <p>まず、資料4-1 1 経緯ですが、地域医療構想の実現に向けた個別の医療機関ごとの具体的対応方針については、地域医療構想の進め方に係る国通知により、都道府県が取りまとめることとなっております。</p> <p>この通知文は、参考資料4の、1参照通知文7に抜粋がございます。具体的対応方針が令和2年8月に本推進委員会において合意を得られております公立・公的病院のみ今年度は取りまとめましたが、来年度からは全ての病院及び有床診療所についても取りまとめることとしております。</p> <p>それでは、それぞれの病院の具体的対応方針を見てまいります。資料4-2も一緒にご覧ください。</p> <p>大きく2つの項目がございます。2025年において担うべき役割と2025年に持つべき病床数の方針であります。</p> <p>役割につきましては、医療に関する基本的な法律であります医療法で広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められるとされた疾病、或いは、医療法で医療の確保が必要で、医療全般にわたる医療体制の在り方を示す医療計画にそれぞれの対策事業を掲載するとされた事業を担うのか整理します。</p> <p>具体的には資料4-2をご覧ください。</p> <p>表の真ん中の上の方にがん、心血管疾患など、先ほどの疾病、或いは救急、小児などの対策事業が書かれており、3つの病院がそれを担うか○がつけられております。</p> <p>どうすると○が付けられるかと言いますと、資料4-1、2 令和4年度具体的対応方針 (1) 行動区域において担うべき役割にありますとおり、先ほど言いました医療計画、愛知県では愛知県地域保健医療計画を言いますが、それぞれの疾病や事業に対応する、と記載されている場合○が付けられます。</p> <p>次に表に右側、病床数の欄をご覧ください。</p> <p>上の方の欄で左から順に高度急性期、急性期、回復期、慢性期、休棟・廃止等、最後に介護保険施設等へ移行とあります。</p> <p>患者さんの状況に応じて入院させる機能として区分されておりますが、患者さんに症状が急に現れる時期、或いは病気になり始めた時期が急性期と呼ばれます。</p> <p>急性期の患者さんに対し診療密度が特に高い医療を提供する高度急性期、</p> <p>急性期を経過した患者さんへの在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する回復期、</p> <p>長期にわたり療養が必要な、重度の障害者の方、難病患者さんなどを入院させる慢性期があります。</p> <p>表では、3つの病院が2025年にどのような病床をどれだけ持つ</p>

	<p>のか数字が入っております。</p> <p>3つの病院の合計で高度急性期が194床、急性期が734床、回復期が138床、慢性期がゼロで合計1066床となっております。</p> <p>表の一番下に地域医療構想としての2025年における病床数の必要量が記載されており、高度急性期が192床、急性期が640床、回復期が772床、慢性期が377床で合計1981床となっており、それぞれの数字の上に必要量に対する3病院合計の割合が記載されております。</p> <p>事務局からの報告は以上でございます。</p>
<p>35 質疑応答 (羽賀委員長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>このことについて、ご意見・ご質問はありますか。</p>
<p>36 質疑応答 (伊藤アドバイザー)</p>	<p>病床機能報告を利用して民間病院や有床診療所についても具体的な対応方針を作成していただきたい。</p> <p>そして、資料4-2の表でこの構想区域で担う役割が空白となっているへき地医療や在宅医療を担う民間医療機関を地域医療構想推進委員会で話し合い、2次医療圏で完結できるようにしていただきたい。</p>
<p>37 質疑応答 (鈴木主任)</p>	<p>この地域ではへき地医療は該当しませんが、尾張温泉かにかえ病院さんが新しいプランを提出することもあり、今年度は作成できませんでした。来年度には作成し報告いたします。</p>
<p>38 報告事項2 (羽賀委員長)</p>	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p>それでは、報告事項の2つ目令和3年度病床機能報告結果等について事務局から報告をお願いします。</p>
<p>39 報告事項2 説明 (鈴木主任)</p>	<p>2つ目の報告事項であります令和3年度病床機能報告について説明申し上げますので、資料5-1、5-2、5-3、5-4をご用意ください。</p> <p>この病床機能報告については、医療法第30条の13に基づき一般病床又は療養病床を有する病院等の管理者は、毎年7月1日時点における病床の機能と2025年の病床機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告することとなっております。</p> <p>本日は、今現在取りまとめられております最新の令和3年度の結果について報告いたします。</p> <p>資料5-1をご覧ください。令和3年度病床機能報告結果を整理したものでございます。上の左側の表が令和3年度の報告状況、その右側の表が同時に報告された、2025年7月1日時点での病床機能についての表でございます</p> <p>参考として下の段にそれぞれ令和2年度の報告結果を示しております。</p> <p>左上の表を詳しく見ますと、海部構想区域では前年度に比べ88床減少しており内訳は急性期が10床増加、回復期が19床減少、慢性期が19床増加、休棟が98床減少でございました。</p> <p>資料5-2をご覧ください。医療機関ごとの内訳が記載してございます。</p> <p>医療機関ごとの2021と2020の差の合計が先ほどの増減と</p>

	<p>なります。</p> <p>資料5-3は、病院の病棟ごとの報告内容になっております。</p> <p>資料5-4は、有床診療所の報告内容となっております。</p> <p>事務局からの報告は以上でございます。</p>
<p>40 質疑応答 (羽賀委員長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>このことについて、ご意見・ご質問はありますか</p>
<p>41 報告事項3 (羽賀委員長)</p>	<p>無いようですから、報告事項の3つ目外来医療計画について事務局から報告をお願いします。</p>
<p>42 報告事項3 説明 (鈴木主任)</p>	<p>3つ目の報告事項であります外来医療計画について説明申し上げますので、資料6-1、6-2をご用意ください。</p> <p>この外来医療計画については、医療法第30条の4に基づく地域医療計画の一部と位置付けられているもので、無床診療所の開設が都市部に偏っていること、診療所における診療科の専門家が進んでいること、救急医療提供体制の構築等の医療機関間の連携の取組みが個々の医療機関の自主的な取り組みに委ねられていること等の状況にあり、地域によっては協議が十分に行われていないことから策定されました。</p> <p>具体的な事柄としては、資料6-1、左下網掛けの部分にあります外来医療機能分担と右上の網掛けにあります医療機器の共同利用計画がございますが、本日は、共同利用計画について報告いたします。</p> <p>資料6-2をご覧ください。</p> <p>津島市民病院さんから提出がございました。</p> <p>この制度では医療機器の効率的な活用を図るため、そこに書かれておりますCT、MRI、PET、リニアックやガンマーナイフ及びマンモグラフィを導入する場合は共同利用できるかどうか方針をお聞きしております。</p> <p>また、提出いただいた医療機器の保有状況は県庁や保健所のWebページ、保健所の窓口にて情報提供することとなっております、県としても共同利用を促進してまいります。</p> <p>なお、今回は1年前に受付したものの、本委員会を対面開催できないことから本日の報告となっておりますが、制度の趣旨からするともっと迅速な対応方法の必要性を感じております。</p> <p>事務局からの報告は以上でございます。</p>
<p>43 質疑応答 (羽賀委員長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>このことについて、ご意見・ご質問はありますか。</p> <p>では、私からお聞きします。</p> <p>この報告はいつから行われるのですか。</p>
<p>44 質疑応答 (伊藤アドバイザー)</p>	<p>これについては国でも勉強会を開催し、周知していますが、令和3年4月から始まっております。</p>
<p>45 質疑応答 (河西委員)</p>	<p>うちも学校医をやっておりますが、この地域では内科は多いが眼科、耳鼻科は少ない。地域の医師では回しきれない状況であるので、他のエリアの医師の助力が得られるのか。</p>

46 質疑応答 (伊藤アドバイザー)	<p>外来医療計画の外来医療機能の分担申出によって、そういった方を発掘したいと思っているので、新しく開院する相談があった場合は申出書の記載をお願いし、この推進委員会で審議していただきたい。</p>
47 報告事項 4 (羽賀委員長)	<p>ありがとうございました。他によろしかったでしょうか。 それでは、報告事項の最後「特定労務管理対象機関の指定」について事務局から報告をお願いします。</p>
48 報告事項 4 説明 (石原補佐)	<p>医務課地域医療支援室の石原と申します。特定労務管理対象機関の指定について、説明申し上げます。</p> <p>資料 7-1 の 1 制度概要をご覧ください。 労働基準法の改正により、医師の時間外・休日労働の上限が 2024 年度から適用され、原則年 960 時間、月 100 時間未満となりますが、地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、特定労務管理対象機関として都道府県が指定した医療機関においては、追加的健康確保措置を実施した上で年 1860 時間が上限となります。制度の詳細は、資料 7-2 にまとめておりますが、本日は説明を省略させていただきます。</p> <p>次に、2 指定に係る手続きの流れをご覧ください。 概略を説明させていただきますと、指定を申請する医療機関は、まず、国が設置している医療機関勤務環境評価センターの評価を受審します。この評価が最短で 4 か月程度かかり、評価結果の通知後、県へ指定の申請をしていただくこととなります。2024 年度から上限規制の適用が開始されますので、来年度中に必要な医療機関を全て指定する必要がありますが、全体的に準備が遅れ気味となっておりますので、早めの準備・申請をしていただくよう、医療機関への周知を行ってまいります。</p> <p>次に、2 ページの 3 をご覧ください。 県内病院の 2024 年度以降に適用を希望する水準ですが、あくまでも医療機関の希望をお聞きしているものですので、実際に申請されるものとは変わる可能性もございますが、本構想区域内で指定申請を予定しているのは 2 医療機関となっております。</p> <p>最後に、4 今後の協議についてご説明いたします。 指定を行うにあたっては、あらかじめ医療審議会の意見を聴かなければならないとされておりますが、地域医療構想との整合性を確認する必要もあることから、B・連携 B については、本委員会において内容を御確認いただいた上で、医療審議会の意見を聴く予定としております。</p> <p>該当医療機関から申請がありましたら、指定の方針を県より提示いたしますので、来年度の本委員会で御協議をお願いいたします。 説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
49 質疑応答 (羽賀委員長)	<p>ありがとうございました。 このことについて、ご意見・ご質問はありますか。</p>
50 議事確認 (羽賀委員長)	<p>無いようですので、改めてお聞きしますが、これまでの報告事項について、御意見や御質問はございますか。</p>

<p>51 その他 (安藤補佐)</p> <p>52 議事修了 (羽賀委員長)</p> <p>53 進行引き取り (夏目次長)</p> <p>54 閉会挨拶 (近藤所長)</p> <p>55 閉会 (夏目次長)</p>	<p>最後に、その他として、事務局から何かありますか。</p> <p>会議の冒頭に申し上げましたとおり、本日の会議の公開部分の内容につきましては、後日会議録として愛知県のホームページに掲載することにしております。</p> <p>掲載内容については、事務局が作成したものを発言者の方に御確認いただくことしておりますので、御協力お願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>それでは、本日の海部構想区域地域医療構想推進委員会は、これをもって閉会といたします。</p> <p>羽賀様、どうもありがとうございました。</p> <p>では、閉会にあたり、津島保健所 近藤所長からごあいさつ申し上げます。</p> <p>貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。地域医療構想は、2025年における地域の医療体制を明らかにし、その地域にふさわしい、バランスのとれた病床機能の分化と連携を推進するために策定さえるものでございます。地域医療構想を推進するため、皆様には今後もお力添えを賜りたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>簡単ではございますが、閉会にあたりまして、私からのお礼のごあいさつとさせていただきます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p> <p>それでは、これをもって、令和4年度 第2回 海部構想区域地域医療構想推進委員会を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、皆様、交通事故などにお気をつけてお帰りください。</p>
---	--